

第 65 回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2020年6月24日（水曜日） 午前10時
受付開始 午前9時30分

開催場所 東京都中央区日本橋本町三丁目11番11号
東テックグループ本社10階
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

議 案 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件

新型コロナウイルスに対する株主の皆さまの安全確保及び
感染症拡大防止のために、可能な限り書面による議決権の
事前行使をお願い申し上げます。

東テック株式会社

目 次

ごあいさつ	2
-------------	---

招集ご通知

第65回定時株主総会招集ご通知	3
-----------------------	---

議決権行使等についてのご案内

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件	6
第2号議案 取締役6名選任の件	7

提供書面

事業報告

1. 企業集団の現況	12
2. 会社の現況	20

連結計算書類	30
--------------	----

計算書類	33
------------	----

監査報告	36
------------	----

ごあいさつ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。

設備機器の専門商社として歴史を重ねてきた当社は、さらなる持続的な成長のため、コア事業である商品販売・工事業業に一層注力し基盤強化を図る一方、保守事業の拡大による底堅い収益基盤の構築に取り組むとともに、「環境制御」、「省エネ」、「エンドユーザー志向」をキーワードに、ソリューションビジネスを推進しております。

引き続き、業界のパイオニアとしての存在感をさらに高め、経済性や利便性だけでない「こころ豊かな快適環境」を創造することで、環境問題やエネルギー問題に貢献し、社会的な責任を果たすとともに、皆さまのご期待にお応えしてまいります所存でございます。

今後とも、変わらぬご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2020年6月



代表取締役社長
長尾 克己

株主各位

証券コード 9960

2020年6月5日

東京都中央区日本橋本町三丁目11番11号

東テク株式会社

代表取締役社長 **長尾 克己**

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2020年6月23日（火曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

【新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対応とお願い】

- ・株主様の安全確保のためにも、可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様におかれましては、体温測定や消毒液の使用、マスクの着用につきましてご協力いただく場合があります。また、体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声がけのうえ、ご入場をお控えいただく場合やご退出をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。

記

1 日 時	2020年6月24日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2 場 所	東京都中央区日本橋本町三丁目11番11号 東テックグループ本社10階 （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	報告事項 1. 第65期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算 書類監査結果報告の件 2. 第65期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役6名選任の件
4 議決権の行使等についてのご案内	5頁に記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。 ※新型コロナウイルスに対する株主様の安全確保及び感染症拡大防止のために、 可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産・懇親会のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 1. 連結計算書類の連結注記表
 2. 計算書類の個別注記表

当社ウェブサイト (<https://www.totech.co.jp/>)

株主総会参考書類

第1号議案

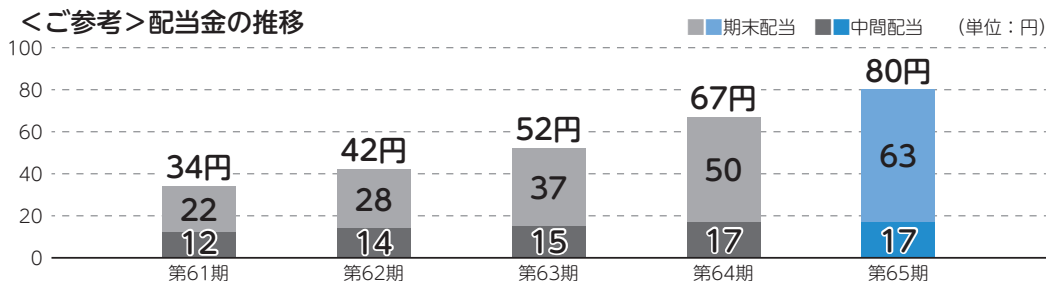
剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ・配当財産の種類
金銭
- ・配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金 63円
配当総額 861,588,945円
- ・剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月25日



2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ・減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 1,000,000,000円
- ・増加する剰余金の項目とその額
別途積立金 1,000,000,000円

第2号議案

取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の地位及び担当等	属 性
1	くさの ともゆき 草野 和幸	代表取締役会長	再 任
2	なが お かつ み 長尾 克己	代表取締役社長	再 任
3	なか みぞ としろう 中溝 敏郎	専務取締役 専務執行役員 経営管理本部長	再 任
4	こ やま かおる 小山 馨	取締役 常務執行役員 計装事業統括部長	再 任
5	さいとう せい けん 斎藤 政賢	社外取締役 東京建物(株) 顧問 東京不動産管理(株) 顧問	再 任 社 外 独 立
6	かみ お だい ち 神尾 大地	社外取締役 神尾綜合法律事務所 所長	再 任 社 外 独 立

再 任 再任取締役候補者 社 外 社外取締役候補者 独 立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

くさ の とも ゆき
草 野 和 幸 (1932年5月19日生)

所有する当社の株式数…………… 392,068株

取締役会出席状況…………… 16/16回

再 任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1955年 7 月	当社設立	1980年 6 月	当社代表取締役副社長
1958年 1 月	当社取締役	1982年 5 月	当社代表取締役社長
1965年 5 月	当社常務取締役	2006年 6 月	当社代表取締役会長（現任）
1972年 6 月	当社専務取締役		

取締役候補者とした理由

当社社長・会長として長年にわたり経営全般に携わり、経営者としての豊富な経験と実績を有しているほか、幅広い人脈や高い見識を有しており、引き続き当社における経営判断、監督の遂行及び当社グループの統括を期待し、取締役候補者とするものです。

候補者番号

2

なが お かつ み
長 尾 克 己 (1953年1月12日生)

所有する当社の株式数…………… 10,000株

取締役会出席状況…………… 16/16回

再 任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1982年 5 月	当社入社 水戸出張所所長	2003年 6 月	当社取締役本社営業開発部長兼本店長
1991年 4 月	当社本店空調 1 部次長	2004年 4 月	当社取締役東日本営業統括本部長兼本店長
1994年 4 月	当社本店空調 1 部部長	2006年 6 月	当社代表取締役社長（現任）
2002年 4 月	当社執行役員本社営業開発部長		

取締役候補者とした理由

2006年から代表取締役社長を務め、経営者としての豊富な経験と実績を有しています。当社グループの企業価値向上に向けてリーダーシップを発揮しているほか、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、当社グループの持続的な成長を実現するために適任であると判断し、取締役候補者とするものです。

候補者番号

3

なか みぞ とし ろう
中 溝 敏 郎 (1956年9月24日生)

所有する当社の株式数…………… 6,900株

取締役会出席状況…………… 16/16回

再 任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1979年 4 月 富士銀行（現みずほ銀行）入行
2003年11月 同行銀座中央支店長
2007年 5 月 当社入社
2007年 7 月 当社執行役員企画本部副本部長
2007年11月 当社常務執行役員管理本部副本部長
2010年 4 月 当社常務執行役員管理本部兼企画本部長

2010年 6 月 当社取締役常務執行役員管理本部兼
企画本部長
2012年 4 月 当社取締役常務執行役員管理本部長
2015年10月 当社取締役常務執行役員経営管理本部長
2019年 4 月 当社専務取締役専務執行役員経営管理本
長（現任）

取締役候補者とした理由

金融機関在職時における経験及び実績に加え、当社に入社以来、管理部門を総括して当社事業の業績の伸展を図り、当社の経営を担っております。今後も取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、取締役候補者とするものです。

候補者番号

4

こ やま かおる
小 山 馨 (1955年 2 月27日生)

所有する当社の株式数…………… 43,963株

取締役会出席状況…………… 16/16回

再 任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1978年 4 月 当社入社
2001年 4 月 当社大阪支店TAシステム営業部長
2007年 4 月 当社大阪支店TAシステム統括部長
2010年 4 月 当社大阪支店長
2014年 4 月 当社執行役員大阪支店長

2016年 7 月 当社上席執行役員大阪支店長
2018年 4 月 当社上席執行役員計装事業統括部長
2018年 6 月 当社取締役計装事業統括部長
2019年 4 月 当社取締役常務執行役員計装事業統括部長
（現任）

取締役候補者とした理由

2010年から2018年まで大阪支店長を務め、現在は計装事業統括部長として当社計装事業部門を総括しております。当社における豊富な業務経験と、経営全般及び管理・運営業務に関する知見を有していることから、取締役候補者とするものです。

候補者番号

5

さいとう せいけん
齋藤 政賢 (1952年9月15日生)

所有する当社の株式数…………… 4,600株
取締役会出席状況…………… 16/16回

再任

社外

独立

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1978年 4月	東京建物株式会社入社	2011年 6月	東京ビルサービス株式会社代表取締役社長
2000年 1月	同社開発企画部長	2013年 6月	東京不動産管理株式会社代表取締役社長
2002年 1月	同社住宅事業第一部長	2016年 6月	当社社外取締役（現任）
2005年 3月	同社取締役住宅情報開発部長	2020年 1月	東京建物株式会社顧問（現任）
2007年 3月	同社常務取締役	2020年 1月	東京不動産管理株式会社顧問（現任）

社外取締役候補者とした理由

ビルメンテナンス業を営む複数の事業会社の経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、当社の経営に関する助言・監督等を行っております。今後も社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、社外取締役候補者とするものです。

候補者番号

6

かみお だいち
神尾 大地 (1980年2月10日生)

所有する当社の株式数…………… 2,900株
取締役会出席状況…………… 16/16回

再任

社外

独立

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

2009年12月	弁護士登録
2010年 1月	野村総合法律事務所入所
2013年 6月	当社社外監査役
2015年 6月	当社社外取締役（現任）
2016年 5月	神尾総合法律事務所所長（現任）

社外取締役候補者とした理由

過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての法務関連分野における高度な専門的知識に基づき、当社の経営に関する適切な提言をいただいております。今後も社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、社外取締役候補者とするものです。

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 斎藤政賢氏及び神尾大地氏は社外取締役候補者であります。
3. 斎藤政賢氏及び神尾大地氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって斎藤政賢氏が4年、神尾大地氏が5年であります。
4. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 当社は、現在斎藤政賢氏及び神尾大地氏と責任限定契約を締結しており、当該責任限定契約の内容の概要は24ページに記載のとおりであります。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
- (2) 当社は、現在斎藤政賢氏及び神尾大地氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

以上

提供書面

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中摩擦問題の長期化などにより一部では弱さが見られていましたが、全体として緩やかな回復基調で推移してきました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行に伴い、景気は急速に悪化し、足元では極めて厳しい状況になっております。

建設業界におきましては、公共投資が底堅く推移し、また民間設備投資も緩やかに増加するなど、総じて良好な事業環境にありましたが、感染症の拡大の影響による下押し圧力が懸念される状況にあります。

このような事業環境下におきまして、当社グループは、引き続き、環境負荷の低減・施設のBCP対策等に寄与する設備・機器の販売及び計装工事、電気工事、各種保守・メンテナンス等のサービス並びにこれらに関連するソリューション事業を積極的に推進いたしました。

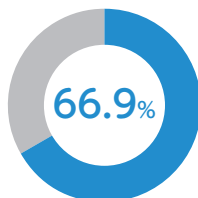
以上の結果、当連結会計年度の売上高は117,141百万円（前連結会計年度比13.0%増）、営業利益は6,464百万円（同18.8%増）、経常利益は6,714百万円（同14.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,763百万円（同18.3%増）となりました。

	第64期 (18/4～19/3)	第65期 (19/4～20/3)	前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	103,670	117,141	13,471	13.0%増
営業利益	5,442	6,464	1,022	18.8%増
経常利益	5,851	6,714	863	14.8%増
親会社株主に帰属する当期純利益	4,026	4,763	736	18.3%増

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。なお、太陽光発電事業につきましては、売上高が僅少なため記載を省略しております。

商品販売事業 売上高 80,046百万円

売上高構成比



売上高

(単位：百万円)

72,937

80,046

第64期

第65期

(18/4～19/3)

(19/4～20/3)

売上総利益

(単位：百万円)

13,407

14,955

第64期

第65期

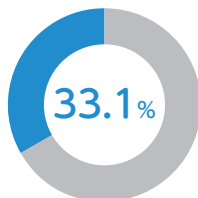
(18/4～19/3)

(19/4～20/3)

商品販売事業におきましては、空調機器、制御機器、省エネ機器を中心とした設備機器の仕入・販売及びこれに関する据付け工事、アフターサービス等を行っております。売上高は800億46百万円（前連結会計年度比9.7%増）売上総利益は149億55百万円（前連結会計年度比11.5%増）となりました。

工事業業 売上高 39,523百万円

売上高構成比



売上高

(単位：百万円)

34,414

39,523

第64期

第65期

(18/4～19/3)

(19/4～20/3)

売上総利益

(単位：百万円)

8,553

10,856

第64期

第65期

(18/4～19/3)

(19/4～20/3)

工事業業におきましては、計装工事のほか各種工事の設計・施工及び保守を行っております。売上高は395億23百万円（前連結会計年度比14.8%増）売上総利益は108億56百万円（前連結会計年度比26.9%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において、主に当社東北支店の移転先として1,415百万円、連結子会社東テク北海道㈱の本社ビル建物費用として755百万円及び当社グループの基幹システム更新費用として1,109百万円の設備投資を行っております。

③ 資金調達の状況

当期中、特記すべき資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

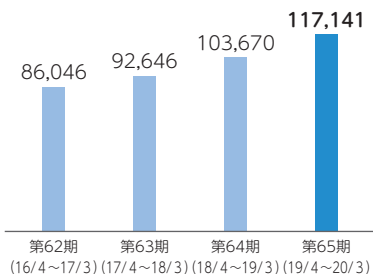
⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2019年4月1日を効力発生日として、アイ・ビー・テクノス株式会社の全株式を取得し、同社及びその子会社を当社の完全子会社といたしました。

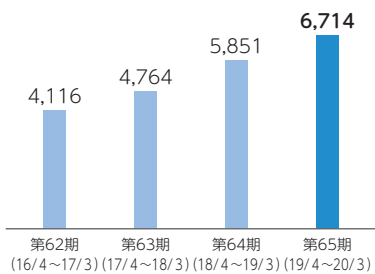
当社は、2020年1月10日を効力発生日として、子会社であったケーピーエネルギー合同会社の持分全てを日本再生可能エネルギー株式会社に譲渡いたしました。

(2) 財産及び損益の状況

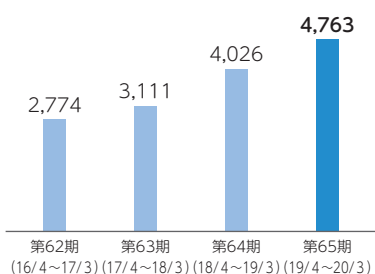
売上高 (単位：百万円)



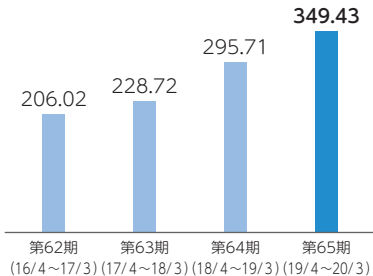
経常利益 (単位：百万円)



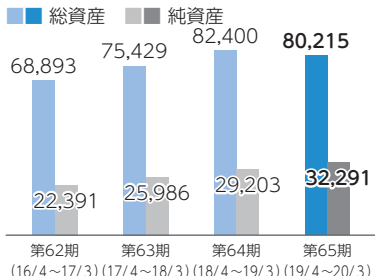
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



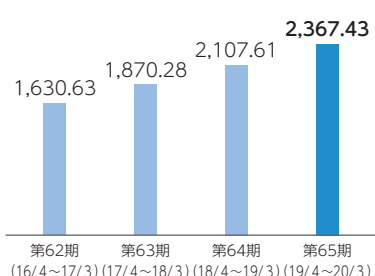
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



		第62期 (16/4~17/3)	第63期 (17/4~18/3)	第64期 (18/4~19/3)	第65期 (当期) (19/4~20/3)
売上高	(百万円)	86,046	92,646	103,670	117,141
経常利益	(百万円)	4,116	4,764	5,851	6,714
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	2,774	3,111	4,026	4,763
1株当たり当期純利益	(円)	206.02	228.72	295.71	349.43
総資産	(百万円)	68,893	75,429	82,400	80,215
純資産	(百万円)	22,391	25,986	29,203	32,291
1株当たり純資産額	(円)	1,630.63	1,870.28	2,107.61	2,367.43

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
日本ビルコン株式会社	100	100	空調機器の保守、管工事の施工
アイ・ビー・テクノス株式会社	50	100	計装工事の施工
東テク北海道株式会社	130	100	空調機器の販売・保守・管工事の施工
北日本計装株式会社	20	100	計装工事の施工
東テク電工株式会社	100	100	電気工事の施工
鳥取ビルコン株式会社	20	100	管工事の施工

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大する状況下、建設業界においても、一部現場で工事の進捗遅延が発生している他、計画の延期・中止などが予想され、当社グループを取り巻く経営環境も不透明かつ厳しい状況となることが見込まれます。

かかる見通しの下、当社グループは、引き続きコア事業である商品販売事業と工事業に注力することを基本戦略に据えた上で、「環境制御」、「省エネ」、「エンドユーザー志向」をキーワードにソリューション事業の強化を図るとともに、保守事業の拡大による底堅い収益基盤の構築にも積極的に取り組んでまいります。

このような中で、当社グループでは、成長持続へ向けて次の諸施策を推進してまいります。

1. 機器販売から工事・保守・リニューアルまでトータルで提案していける強みを発揮して、ソリューション営業を一段と強化してまいります。
2. 北海道、九州、四国に新たに計装部門を設置するなど、全国に拠点を有する強みを活かし、事業規模の更なる拡大を図ります。
3. グループ内のストックデータの活用を進め、保守事業を推進し、また、既設市場のユーザーニーズを的確に把握することで、収益基盤の拡充をはかります。
4. BCPIに対する意識の高まりやエネルギー政策の推進から生まれる需要を捉え、蓄電池システムや太陽光発電設備等の取扱いを更に強化し、事業の拡大を目指します。
5. ESCO事業への取組み、各種省エネルギー補助金の活用を継続して推進するとともに、エネルギー会社との協業にも取り組んでまいります。

株主の皆さまには、何卒今後とも一層のご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは商品販売事業として空調機器、省エネ機器、制御機器の仕入・販売及びこれに関連する据付作業、アフターサービス等と、工事業として計装・電気工事ほか各種工事の設計・施工を主な事業としております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所

本社	東京都中央区
支店	大阪(大阪市)、東北(仙台市)、新潟(新潟市)、横浜(横浜市)、九州(福岡市)
営業所	青森(青森市)、盛岡(盛岡市)、秋田(秋田市)、郡山(郡山市)、長野(長野市)、長岡(長岡市)、水戸(水戸市)、宇都宮(宇都宮市)、千葉(千葉市)、埼玉(さいたま市)、群馬(高崎市)、静岡(静岡市)、名古屋(名古屋市)、京都(京都市)、神戸(神戸市)、広島(広島市)、岡山(岡山市)、松山(松山市)、北九州(北九州市)、長崎(長崎市)、熊本(熊本市)、大分(大分市)、宮崎(宮崎市)、鹿児島(鹿児島市)、沖縄(那覇市)

② 子会社

名称	事業所・工場
日本ビルコン株式会社	本社(東京都墨田区)、他6支社・41営業拠点・4テクニカルセンター
アイ・ビー・テクノス株式会社	本社(東京都世田谷区)、他7営業所
東テク北海道株式会社	本社(札幌市)、他北海道内に5営業所・1サービスステーション
北日本計装株式会社	本社(八戸市)、仙台支店(仙台市)、他3営業所
東テク電工株式会社	本社(千葉市)
鳥取ビルコン株式会社	本社(鳥取市)

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
商品販売事業	810 (15)	+70 (△3)
工事業	944 (3)	+370 (+2)
全社 (共通)	249 (12)	△77 (△4)
合 計	2,003 (30)	+363 (△5)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及びアルバイトは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として、記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数 (名)	前事業年度末比増減 (名)	平均年齢	平均勤続年数
959 (11)	+46 (△2)	41歳4カ月	11年6カ月

- (注) 1. 使用人数には、子会社などからの出向者が含まれております。
2. 使用人数は就業員数であり、パート及びアルバイトは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	5,410
株式会社三井住友銀行	3,623
株式会社三菱UFJ銀行	3,177

(注) 企業集団の主要な借入先として、当社の借入先の状況を記載しています。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 46,308,000株
- ② 発行済株式の総数 13,988,000株
- ③ 株主数 3,142名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本レイ株式会社	1,760	12.87
ダイキン工業株式会社	1,000	7.31
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	886	6.48
東テクグループ従業員持株会	833	6.10
株式会社みずほ銀行	670	4.90
株式会社三井住友銀行	670	4.90
住友商事株式会社	631	4.61
草野和幸	392	2.87
昭和鉄工株式会社	378	2.76
東プレ株式会社	308	2.25

(注) 1. 当社は、自己株式を311,985株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	草 野 和 幸	
代表取締役社長	長 尾 克 己	
専務取締役	中 溝 敏 郎	専務執行役員 経営管理本部長
取締役	小 山 馨	常務執行役員 計装事業統括部長
取締役	斎 藤 政 賢	東京建物㈱ 顧問 東京不動産管理㈱ 顧問
取締役	神 尾 大 地	神尾綜合法律事務所 所長
常勤監査役	市 川 勝	
監査役	鈴 木 竹 夫	鈴木竹夫公認会計士・税理士事務所 所長
監査役	荒 田 和 人	トモシアホールディングス㈱ 常勤監査役 原田工業㈱ 社外監査役

- (注) 1. 取締役斎藤政賢氏及び神尾大地氏は、社外取締役であります。
また、取締役斎藤政賢氏及び神尾大地氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役鈴木竹夫氏及び荒田和人氏は、社外監査役であります。
3. 監査役鈴木竹夫氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役荒田和人氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数（名）	報酬等の額（百万円）
取締役 （うち社外取締役）	6 (2)	288 (20)
監査役 （うち社外監査役）	3 (2)	45 (17)
合計 （うち社外役員）	9 (4)	334 (38)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2013年6月27日開催の第58回定時株主総会において年額300百万円以内（但し、使用人分給与及び賞与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2013年6月27日開催の第58回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
4. 支給額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額21百万円（取締役4名に対し19百万円、監査役1名に対し2百万円）。
 - ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額60百万円（取締役6名に対し50百万円（うち社外取締役2名に対し2百万円）、監査役3名に対し9百万円（うち社外監査役2名に対し5百万円））。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

③ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係 (2020年3月31日現在)

区分	氏名	兼職先と兼職の状況
取締役	斎 藤 政 賢	東京建物(株) 顧問 東京不動産管理(株) 顧問
	神 尾 大 地	神尾綜合法律事務所 所長
監査役	鈴 木 竹 夫	鈴木竹夫公認会計士・税理士事務所 所長
	荒 田 和 人	トモシアホールディングス(株) 常勤監査役 原田工業(株) 社外監査役

- (注) 1. 当社は、東京不動産管理(株)との間で、ビル管理業務等に関する取引関係がありますが、当期においてその取引高は、当社及び同社のいずれから見ても、それぞれの売上高の2%未満であります。
2. その他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	斎藤 政賢 (独立役員)	当期開催の取締役会16回のうち全ての回に出席いたしました。他社での豊富な企業経営経験と高い見識から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
	神尾 大地 (独立役員)	当期開催の取締役会16回のうち全ての回に出席しており、弁護士としての豊富な経験と知見に基づき適宜質問をし、意見を述べております。
監査役	鈴木 竹夫	当期開催の取締役会16回のうち全ての回に出席し、また監査役会14回のうち全ての回に出席しており、公認会計士としての豊富な経験と知見に基づき適宜質問をし、意見を述べております。
	荒田 和人	当期開催の取締役会16回のうち全ての回に出席し、また監査役会14回のうち全ての回に出席しており、企業監査の豊富な経験や公認会計士としての知見に基づき適宜質問をし、意見を述べております。

(注) 上記の取締役会の開催回数の他、会社法第370条及び当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が7回ありました。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名 称 E Y新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	56
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	56

(注) 1. 当社と会計監査人との間の契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会が監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、社内各部門に対する定期的監査を実施し、不正の発覚、防止と業務改善に努める。

「コンプライアンス推進委員会」を設置し、取締役及び使用人が法令、企業倫理、社内規程の遵守の観点から適切な日常活動を取り続けるよう、当社グループ全体のコンプライアンスを統括する。また、「企業行動憲章」を制定するとともに役職員への啓蒙教育を行う。

コンプライアンスに関する相談窓口として社内・社外の窓口を備えた内部通報制度を設け、違法、不当と考えられる行為を発見した場合に直ちに相談できる体制を構築するとともに通報者に不利益が及ばないようにする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

業務の運営に対して、情報の保存、管理に関する社内規程を有しており、取締役の職務執行に関しても当該社内規定に基づいて処理を行う。取締役会議事録、稟議書、その他取締役の職務執行にかかる重要な文書の保存については、文書管理基準表に則り管理を行う体制としている。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険（リスク）を適切に認識・評価するため、リスク管理に関する規程を設け、事業リスクその他の個別リスクに対する基本的な管理システムを整備する。

また、リスク管理委員会を組成し、重大リスクの未然防止、再発防止、迅速な対応に資するとともに、法令改正等、事業環境の急激な変化に対応すべく機動的な運営を図るものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

月例の取締役会を基本としつつ、経営上の重要事項については事前に経営会議で議論し、その審議を経て取締役会へ付議する体制とする。

また、当社グループの目標として、中期経営計画及び年次経営計画を設定し、各部門の執行状況について上記各会議で定期的に報告させ、具体的な施策の展開を促していくものとする。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

グループ会社については当社「関係会社管理規程」に基づき経営管理本部にて一元管理する。コンプライアンス上の問題については、前記「コンプライアンス推進委員会」の指揮下に入るほか、各社監査役と当社内部監査室の定期並びに適宜の監査を行うことにより業務の適正を確保するものとする。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。この場合当該使用人の任命・異動は監査役会の同意を必要とするものとし、監査役の指揮命令下での職務の執行の評価については監査役の意見を尊重して行うものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、並びに、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は当社及びグループ各社の業績または業績に与える重要な事項について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、または当社及びグループ会社に損害を及ぼす事実を知った時は遅滞なく報告するものとする。前記にかかわらず、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができるものとする。なお、監査役に報告をした当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしてはならない。

また、監査役は取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。

⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用債務の処理に係る方針

当社グループは、監査役が職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした場合、速やかに当該費用の支払を行う。

⑨ 反社会的勢力に対する体制

反社会的勢力とみなされる個人・団体とは、その不当な要求に屈することなく、また、あいまいな関係を持つことなく毅然とした態度で対応するものとする。

「企業行動憲章」に反社会的勢力への姿勢を定めており、周知徹底するものとする。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 取締役会は社外取締役2名を含む取締役6名で構成し、監査役3名も出席した上で開催し、取締役の職務執行を監督しました。また、取締役会は執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役の指揮・監督の下、各自の権限及び責任の範囲で、職務を執行しました。
- ② 子会社については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会において審議し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めました。
- ③ コンプライアンス推進委員会において法令・社内規定等の遵守状況を審議した上で、必要に応じてコンプライアンス体制を見直しました。また、当社グループの役職員にコンプライアンス推進委員会が編集・発行した「コンプライアンス・ガイドブック」を配布するとともに社内イントラネットを通じて定期的に情報を発信し意識付けを行いました。さらに、コンプライアンス研修会を実施するなど、コンプライアンス意識の向上に継続して取り組みました。
- ④ 内部監査室は、内部監査計画に基づき内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に監査を実施しました。監査の結果及び改善状況については、代表取締役に報告しました。
- ⑤ 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

また、常勤監査役は、稟議書の回付を受け取締役及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、経営会議、コンプライアンス推進委員会等の重要会議に出席し必要な意見を述べました。

(7) 会社の支配に関する基本方針

当社は、1955年7月の創業以来、冷熱機器を中心とした設備関連機器とそれらの制御技術を提供する専門商社として、事業規模を拡大してまいりました。今後においても、設備機器やビルオートメーションシステムに関する技術力を発揮するとともに保守・メンテナンス事業を充実させ、総合的なサービスを提供できる体制の維持・拡充を図っていくことで、安定的な成長と企業価値の向上を目指す所存であります。このためには、専門的な知識や営業ノウハウを備え、当社の独自性を十分理解した者が、中長期的な視点によって経営を行っていくことが必要と考えております。

現時点で、当社は、当社の株式の大量取得を行う者に対して、これを防止するための具体的な取り組み（買収防衛策）を定めておりませんが、当社株式を大量に取得しようとする者が出現し、当該大量取得が不適切な者によると判断される場合には、社外の専門家も交え、当該取得者の取得目的、提案内容等を、上記方針および株主共同の利益等に照らして慎重に判断し、具体的な対抗措置の内容等を速やかに決定し実行する所存であります。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第65期 2020年3月31日現在
(資産の部)	
〔流動資産〕	(47,588)
現金及び預金	5,864
受取手形及び売掛金	26,028
電子記録債権	10,280
たな卸資産	2,162
未収入金	3,171
その他	133
貸倒引当金	△52
〔固定資産〕	(32,627)
(有形固定資産)	(16,155)
建物及び構築物	9,009
土地	8,072
リース資産	907
建設仮勘定	664
その他	907
減価償却累計額	△3,407
(無形固定資産)	(3,556)
のれん	1,523
ソフトウェア仮勘定	1,476
その他	556
(投資その他の資産)	(12,915)
投資有価証券	8,463
繰延税金資産	545
その他	4,153
貸倒引当金	△246
資産合計	80,215

科目	第65期 2020年3月31日現在
(負債の部)	
〔流動負債〕	(36,610)
支払手形及び買掛金	13,261
電子記録債務	6,920
短期借入金	7,459
1年内償還予定社債	178
未払法人税等	1,394
未成工事受入金	678
賞与引当金	2,446
役員賞与引当金	37
その他	4,235
〔固定負債〕	(11,313)
社債	60
長期借入金	8,701
繰延税金負債	36
役員退職慰労引当金	877
退職給付に係る負債	865
その他	773
負債合計	47,924
(純資産の部)	
〔株主資本〕	(29,449)
資本金	1,857
資本剰余金	2,081
利益剰余金	25,696
自己株式	△184
〔その他の包括利益累計額〕	(2,841)
その他有価証券評価差額金	3,048
退職給付に係る調整累計額	△206
純資産合計	32,291
負債純資産合計	80,215

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第65期
	2019年4月1日から 2020年3月31日まで
売上高	117,141
売上原価	91,224
売上総利益	25,917
販売費及び一般管理費	19,453
営業利益	6,464
営業外収益	766
受取利息	6
受取配当金	194
仕入割引	381
雑収入	183
営業外費用	516
支払利息	161
手形売却損	8
支払保証料	55
デリバティブ損失	102
支払手数料	93
雑損失	95
経常利益	6,714
特別利益	717
関係会社出資金売却益	717
特別損失	441
固定資産売却損	14
投資有価証券売却損	159
投資有価証券評価損	21
減損損失	246
税金等調整前当期純利益	6,991
法人税、住民税及び事業税	2,357
法人税等調整額	△112
当期純利益	4,745
非支配株主に帰属する当期純損失（△）	△17
親会社株主に帰属する当期純利益	4,763

連結株主資本等変動計算書

第65期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,857	1,978	21,845	△ 129	25,551
当期変動額					
剰余金の配当			△ 913		△ 913
非支配株主との取引に係る親会社持分の変動		△ 0			△ 0
親会社株主に帰属する当期純利益			4,763		4,763
自己株式の取得				△ 0	△ 0
自己株式の処分		103		△ 55	47
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	103	3,850	△ 55	3,897
当期末残高	1,857	2,081	25,696	△ 184	29,449

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	3,260	△ 112	3,147	504	29,203
当期変動額					
剰余金の配当					△ 913
非支配株主との取引に係る親会社持分の変動					△ 0
親会社株主に帰属する当期純利益					4,763
自己株式の取得					△ 0
自己株式の処分					47
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 211	△ 94	△ 306	△ 504	△ 810
当期変動額合計	△ 211	△ 94	△ 306	△ 504	3,087
当期末残高	3,048	△ 206	2,841	－	32,291

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第65期 2020年3月31日現在
(資産の部)	
〔流動資産〕	〔38,074〕
現金及び預金	2,489
受取手形	3,303
電子記録債権	9,767
売掛金	13,152
完成工事未収入金	4,728
たな卸資産	1,810
前払費用	70
未収入金	2,800
その他	1
貸倒引当金	△51
〔固定資産〕	〔29,985〕
(有形固定資産)	(11,946)
建物	6,237
土地	6,076
リース資産	840
建設仮勘定	528
その他	765
減価償却累計額	△2,502
(無形固定資産)	(2,029)
ソフトウェア仮勘定	1,475
その他	554
(投資その他の資産)	(16,009)
投資有価証券	7,668
関係会社株式	4,786
関係会社長期貸付金	347
長期未収入金	610
破産・更生債権等	14
長期預け金	2,283
その他	546
貸倒引当金	△246
資産合計	68,060

科目	第65期 2020年3月31日現在
(負債の部)	
〔流動負債〕	〔32,699〕
支払手形	1,530
電子記録債務	6,861
買掛金	6,681
工事未払金	1,994
短期借入金	4,650
1年内返済予定の長期借入金	4,673
未払金	1,392
未払費用	777
未払法人税等	1,001
前受金	572
未成工事受入金	561
賞与引当金	1,370
役員賞与引当金	21
その他	610
〔固定負債〕	〔9,335〕
長期借入金	7,639
退職給付引当金	113
役員退職慰労引当金	750
繰延税金負債	100
その他	731
負債合計	42,034
(純資産の部)	
〔株主資本〕	〔23,337〕
資本金	1,857
資本剰余金	2,048
資本準備金	1,829
その他資本剰余金	218
利益剰余金	19,617
利益準備金	183
その他利益剰余金	19,433
別途積立金	12,005
繰越利益剰余金	7,428
自己株式	△184
〔評価・換算差額等〕	〔2,687〕
その他有価証券評価差額金	2,687
純資産合計	26,025
負債純資産合計	68,060

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第65期
	2019年4月1日から 2020年3月31日まで
売上高	91,240
商品売上高	68,187
完成工事高	23,009
売電事業売上高	43
売上原価	75,899
商品売上原価	59,885
完成工事原価	15,986
売電事業売上原価	27
売上総利益	15,341
販売費及び一般管理費	10,707
営業利益	4,633
営業外収益	867
受取利息	4
受取配当金	230
仕入割引	375
不動産賃貸料	186
雑収入	69
営業外費用	442
支払利息	116
手形売却損	8
不動産賃貸原価	143
支払保証料	93
雑損失	79
経常利益	5,058
特別利益	370
固定資産売却益	148
関係会社出資金売却益	222
特別損失	441
固定資産売却損	14
投資有価証券売却損	159
投資有価証券評価損	21
減損損失	246
税引前当期純利益	4,988
法人税、住民税及び事業税	1,700
法人税等調整額	△148
当期純利益	3,436

株主資本等変動計算書

第65期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本												
	資本金	資本剰余金					利益剰余金					自己株式	株主資本 合 計
		資 準	本 金	そ の 他 資 剰 余 金	資 剰 余 金 計	利 準	益 金	その他利益剰余金			利 剰 余 金 計		
								別 積 立	途 金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,857	1,829	115	1,944	183	11,005	5,905	17,094	△ 129	20,766			
当期変動額													
別途積立金の積立						1,000	△ 1,000	－		－			
剰余金の配当							△ 913	△ 913		△ 913			
当期純利益							3,436	3,436		3,436			
自己株式の取得									△ 0	△ 0			
自己株式の処分			103	103					△ 55	47			
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)													
当期変動額合計	－	－	103	103	－	1,000	1,523	2,523	△ 55	2,570			
当期末残高	1,857	1,829	218	2,048	183	12,005	7,428	19,617	△ 184	23,337			

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	2,891	23,658
当期変動額		
別途積立金の積立		－
剰余金の配当		△ 913
当期純利益		3,436
自己株式の取得		△ 0
自己株式の処分		47
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△ 204	△ 204
当期変動額合計	△ 204	2,366
当期末残高	2,687	26,025

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月29日

東テク株式会社

取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 一 宏 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 廣 瀬 美智代 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東テク株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東テク株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月29日

東テフ株式会社
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 一 宏 ⑩
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 廣 瀬 美智代 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東テフ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。さらに、財務報告に係る内部統制について、取締役等及び会計監査人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月1日

東テック株式会社 監査役会

常勤監査役 市川 勝 ㊞

社外監査役 鈴木 竹夫 ㊞

社外監査役 荒田 和人 ㊞

以 上

× 7

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会場

東テクグループ本社10階
東京都中央区日本橋本町三丁目11番11号 TEL 03-6632-7000

交通

- ① J R 総武快速線「新日本橋駅」5番出口より徒歩3分
- ② 東京メトロ銀座線・半蔵門線「三越前駅」A9番出口より徒歩7分
- ③ 東京メトロ日比谷線「小伝馬町駅」3番出口より徒歩4分



東テクグループ本社



株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産・懇親会のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。